

関係各位

鹿屋市高齢福祉課長

特定福祉用具販売の種目追加に伴う複数購入の取り扱いについて

令和 6 年度介護報酬改定により、一部の福祉用具において、販売と貸与の選択制が導入されました。

このことに伴い、特定福祉用具販売に新たに追加となった種目における、複数購入の可否や初回購入時の必要書類等について、次のとおり取り扱うこととしますので、確認をお願いします。

1 選択制の対象種目における複数購入の可否

種目	対象要件	複数購入の可否
スロープ	貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、 <u>主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。</u>	初回：○ ※ 2 回目以降は 要事前相談
歩行器	貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、 <u>脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。</u>	×
歩行補助 つえ	<u>カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</u>	×

※ 1 箇所にスロープ 2 つを用いる場合等、対象に該当するか悩む場合は事前にご相談ください。

2 スロープの初回購入時の必要書類

初回購入	
受領委任払	償還払
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険福祉用具購入費等受領委任払事前承認申請書 ・特定福祉用具販売計画書 ・福祉用具カタログの写し ・見積書 ★<u>スロープの設置（予定）場所がわかる写真</u> <p>※事前承認申請時は設置予定場所、支給申請時は設置した場所がわかる写真を添付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書 ・領収書（原本） ・特定福祉用具販売計画書 ・福祉用具カタログの写し ・振込先がわかるもの（通帳等）の写し ・見積書 ★<u>スロープの設置場所がわかる写真</u>

※必要性確認のため特定福祉用具販売計画書に設置場所、使用目的などを明記してください。

3 スロープの複数購入に係る事前相談の必要書類

購入 2 回目以降（要事前相談）
<ul style="list-style-type: none"> ・特定福祉用具販売計画書 ・福祉用具カタログの写し ・見積書 ★<u>設置予定場所がわかる写真</u> ★<u>現在の設置場所と、追加購入分の設置予定場所がわかる図面</u>